

和歌山県有田郡湯浅町議会

2 住民に開かれた議会

(1) 議場兼多目的ホールの完成

町議会は住民が誰でも気軽に傍聴できるよう努める必要があり、全員協議会や常任委員会、特別委員会等についても、原則公開にしています。

しかし、築50年以上経過していた旧役場庁舎の議場や委員会室は4階に設置されているにもかかわらず、エレベーターがなく、バリアフリーという面からも正直傍聴しづらい状況にありました。

平成22年度に実施した耐震診断の結果、庁舎の一部で耐震性能が確保されていないことが確認されたほか、バリアフリー化ができていないなど住民のための庁舎として機能を十分に果たせていない状況でしたので、庁舎建替えを検討しはじめました。そして、庁舎建替え決定後、議会としても平成25年より新庁舎建替え特別委員会を設置し、庁舎全体のあり方についての調査を開始しました。避難情報等の発令時や災害の発生時に備え、多くの場合において、地域住民にとって身近であり、一定の広さがある避難所がまだまだ不足していることなどを含め、13回に及ぶ特別委員会を開き、協議を行った結果、今までの議場は議会のみで使用する構造でしたが、新庁舎の議場は災害時に最大400人を収容できる避難所にも使用でき、議会閉会時には住民コミュニティ活動の場として利用できる議場兼多目的ホール「なぎホール」と命名しました。

庁舎移転後は、多くの住民に傍聴に来てもらうよう、一般質問が行われる本会議の前日と当日に町内一斉放送で周知しはじめたところ、旧庁舎での本会議傍聴者は毎回数名程度でしたが、新庁舎で行われるようになって以降、平均約50名の町民が傍聴されるようになり、今後もより住民に開かれた議会を目指します。

(2) 議会だよりの発行

積極的な情報の公開が重要であるとして、一時中断されていた議会だよりを平成23年より復活させ、年に4回の定例会終了後に「ゆあさ議会だより」を発行し、全戸配布しています。難しくなりがちな議案などについて詳細に説明し、町民の方にも理解してもらえるよう審議経過は質疑応答で簡潔に伝えるようにしたり、写真を多く活用しています。

また、5人の議会広報編集常任委員会委員のメンバーは研修に積極的に参加し、読みやすい紙面になるよう日々工夫を重ねています。